



木島平村公告第3号

地方自治法第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体である南嶋区から、所有する不動産に係る所有権移転登記をするための公告申請に基づき公告する。

なお、同条第2項の規定に基づき、このことについて異議のある者は木島平村長に対し異議を申し出ることができる。

令和4年5月30日

木島平村長 日 臺 正 博



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	南鴨区
区 域	木島平村大字往郷平塚 18 番地 9、20 番地 32、21 番地、21 番地口、24 番地の 3、字浦砦 684 番地 8、字大塚 761 番地 4 から字小塚 1220 番地 4、字狐川原 1290 番地 3 から 1300 番地 2 の区域
主たる事務所	木島平村大字往郷 968 番地 2

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

所在地	地目	面積
下高井郡木島平村大字往郷字大塚 845 番イ	原野	598.00 m <sup>2</sup>

(2) 所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名	持分	住所
土屋常藏	174 分の 3	下高井郡往郷村 25 番地
小林舜治	174 分の 3	下高井郡往郷村 1151 番地
内藤仲助	174 分の 3	下高井郡往郷村 5 番地
湯本清八	58 分の 1	下高井郡往郷村 1144 番イ号地
嘉生太一	58 分の 1	下高井郡往郷村 1206 番甲号地
土屋英一	58 分の 1	下高井郡往郷村 17 番地
尾沢助三郎	58 分の 1	下高井郡往郷村 19 番地
嘉生茂一郎	58 分の 1	下高井郡往郷村 21 番地
梅崎伝吉	58 分の 1	下高井郡往郷村 12 番地
嘉生己三郎	58 分の 1	下高井郡往郷村 1053 番地
中塚真治郎	58 分の 1	下高井郡往郷村 18 番地
富井弥重吉	58 分の 1	下高井郡往郷村乙 29 番地
樋口政之助	58 分の 1	下高井郡往郷村 61 番地
梅崎兼吉	58 分の 1	下高井郡往郷村 959 番地
土屋梅弥	58 分の 1	下高井郡往郷村乙 24 番地
小林幸三郎	58 分の 1	下高井郡往郷村 1168 番地
尾沢善吉	58 分の 1	下高井郡往郷村 36 番地
小林治作	58 分の 1	下高井郡往郷村 28 番地
荒井織之助	58 分の 1	下高井郡往郷村甲 6 番地
梅崎喜代治	58 分の 1	下高井郡往郷村 1008 番地
土屋仲治	58 分の 1	下高井郡往郷村乙 27 番地
滝沢仁三郎	58 分の 1	下高井郡往郷村 1171 番ロ号地
滝沢富五郎	58 分の 1	下高井郡往郷村 14 番地
高山又右エ門	58 分の 1	下高井郡往郷村 47 番地
小池むね	58 分の 1	下高井郡往郷村 1187 番地

小林兼二	58分の1	下高井郡往郷村 30 番地
尾沢末五郎	58分の1	下高井郡往郷村 1023 番地
滝沢滝三郎	58分の1	下高井郡往郷村 44 番地
滝沢藤太郎	58分の1	下高井郡往郷村 1148 番イ号地
土屋幹治	58分の1	下高井郡往郷村 1117 番地
尾沢浅治郎	58分の1	下高井郡往郷村 7 番地
滝沢庄吉	58分の1	下高井郡往郷村 23 番地
吉原長助	58分の1	下高井郡往郷村 1157 番イ号地
小林寛一	58分の1	下高井郡往郷村 1205 番甲号地
富井繁治	58分の1	下高井郡往郷村 1161 番地
嘉生廣吉	58分の1	下高井郡往郷村 1131 番 1 号地
宮川芳之助	58分の1	下高井郡往郷村 1019 番地
土屋亀治良	58分の1	下高井郡往郷村甲 27 番地
嘉生兼松	58分の1	下高井郡往郷村 1513 番地
尾沢仙治郎	58分の1	下高井郡往郷村 1126 番地
梅崎太作	58分の1	下高井郡往郷村 4 番地
尾沢平三郎	58分の1	下高井郡往郷村乙 35 番地
小倉豊作	58分の1	下高井郡往郷村 996 番地 2
小沢啓蔵	58分の1	下水内郡飯山町 736 番地
吉原喜市	58分の1	下高井郡往郷村 31 番地
滝沢定治	58分の1	下高井郡往郷村 14 番地
土屋卯三郎	58分の1	下高井郡往郷村 15 番地
中塚良寛	58分の1	下高井郡往郷村 18 番地
土屋甚左ヱ門	58分の1	下高井郡往郷村 45 番地
嘉生百作	58分の1	下高井郡往郷村乙 46 番地
嘉生佐治郎	58分の1	下高井郡往郷村 1110 番地
嘉部孝厚	58分の1	下高井郡往郷村 19 番地
小林数弥	58分の1	下高井郡往郷村 1123 番地
小池初五郎	58分の1	下高井郡往郷村 41 番地
池田林作	58分の1	下高井郡往郷村 97 番地
小池きく	58分の1	下高井郡往郷村 21 番ロ号地
土屋定吉	58分の1	下高井郡往郷村 46 番地
土屋一馬	58分の1	下高井郡往郷村 22 番地

3 当該不動産の所有権移転登記をすることについて異議を述べることができる者

登記関係者等（所有権登記名義人の相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者）

#### 4 異議申出の方法等

##### (1) 方法

異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、登記関係者である旨を疎明する書類（戸籍謄本、住民票の写し、相続関係説明図）を添えて村長あてに提出する。

##### (2) 期間

令和4年8月31日まで